

戸塚区連合町内会自治会連絡会1月定例会
議 題 説 明 書

戸塚税務署

議題名: 「戸塚税務署からのお知らせ」の掲示依頼について
(令和3年分確定申告期広報)

【内容】

- ・ 税理士による無料申告相談
- ・ 申告書作成会場の開設について

【例年あげている議題か?】

例年お願いしているもので、昨年度も1月区連会でお願いました。

【何をすればいいのか?】【いつから(いつまでに)すればいいのか?】

各自治会町内会に届きましたら、チラシの掲示をお願いいたします。

【その他、注意することなど】

問合せ先 戸塚税務署

担当部署 総務課

担当者名 前島 洋子

TEL 863-0011

FAX 863-0009

令和4年1月18日

自治会町内会長 各位

戸塚税務署長

「戸塚税務署からのお知らせ」チラシの掲出について（依頼）

税務行政につきましては、平素から特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も1月半ばを過ぎ、令和3年分の確定申告の時期となりました。

戸塚税務署では、確定申告についての情報を区民の皆様に広く知っていただくため、別添の「戸塚税務署からのお知らせ」を作成いたしました。

つきましては、お手数ではございますが、掲示板へのチラシ掲出をお願いいたします。

担当者：戸塚税務署

総務課 前島 洋子

045-863-0011（内線204）



戸塚税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒244-8550 戸塚区吉田町 2001 番地 TEL 045 (863) 0011 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からのe-Taxをご利用ください～

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

期間	会場	所在地	受付時間
2月2日(水)～2月4日(金)	泉公会堂	泉区和泉中央北5-1-1	午前9時15分から 午後3時45分まで 【事前申込をお願いします】
2月9日(水)～2月10日(木)	大正地区センター	戸塚区原宿3-59-1	

【注】本年は、栄公会堂の耐震工事に伴い栄公会堂での無料申告相談は実施しません。

- 小規模納税者(令和2年分の所得金額が300万円以下の個人事業主)の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く。)
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、東京地方税理士会(045-243-0511)又は東京地方税理士会戸塚支部(045-864-3300)へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 各会場への電話でのお問い合わせ及びお車での来場はご遠慮ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi104/booking_pages#pageContent

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
1月24日(月)～3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	戸塚税務署	戸塚区 吉田町 2001 番地	【入場受付】午前8時30分から 午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】午前9時15分から

【注】ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 1月24日(月)から3月15日(火)までは、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

オンラインで事前発行

友だち追加はこちら！

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

